

# 令和4年第1回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第15号

令和4年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年2月28日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和4年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月17日（木曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
-----------	------------

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

議員より、会議規則第14条第2項による発議案1件の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出と、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月16日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員6名が出席し、第1回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正について

日程第8 議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について

日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）

日程第10 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））

日程第11 議案第6号 下福家宮農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第7号 中熊下宮農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

日程第13 議案第8号 財産の取得について

日程第14 議案第9号 まんのう町道路線の変更について

日程第15 議案第10号 まんのう町道路線の認定について

日程第16 議案第11号 まんのう町道路線の廃止について

日程第17 議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号

日程第18 議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号

日程第19 議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

日程第20 議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

日程第21 議案第16号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号

日程第22 議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第23 議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第24 議案第19号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第25 議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

日程第26 議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

日程第27 議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

日程第28 議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

日程第29 発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議（案） 即決でお願いします。

日程第30 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、その後、委員より元会計室長の横領事件の経過報告を求

める発言があり、報告を求めることとしました。

以上で、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、小山直樹君、4番、京兼愛子君を指名いたします。

## 日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

**○川西米希子教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月3日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長出席の下、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第5号、議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号の10議案です。

初めに、議案第2号 まんのう町犬の危険防止条例の一部改正については、執行部より、香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴い、条例中の毒餌、薬物、駆除などの文言を削除及び変更するとともに、動物の愛護及び管理に関する飼い主等の責務を明記するものであるとの説明がありました。

委員から、イノシン用のおりに犬がかかった場合の対応や野良犬に餌を与える人への対応等について質疑がありました。

次に、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））については、新しい園舎と既存園舎をつなぐ渡り廊下に屋根をつけるためのものであるとの説明がありました。

委員より、渡り廊下に屋根が必要であることは当初から分かっていたのではないのかとの質疑があり、執行部より、当初から現場ではそのような要望が上がっていたが、限られた予算であり、当初設計に入れられなかったが、請負差金等が出たため可能となったとの

答弁がありました。

次に、議案第 8 号 財産の取得については、国の満濃池の名勝指定に伴い、名勝の適切な管理を行うため、国、県の補助を受けて名勝指定内の民有地を取得するもので、購入単価については、不動産鑑定士の鑑定額を基にしているとの説明がありました。

委員より、買上げの坪単価は適正な価格かとの質疑があり、執行部より、近隣売買事例から算出している鑑定価格であるとの答弁がありました。

次に、議案第 13 号 令和 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号については、歳入では、一般会計繰入金、一般被保険者国民健康保険税等の増額、歳出は国民健康保険事業費で一般被保険者医療給付費、一般被保険者後期高齢者支援金、介護納付金の減額で、国保連合会の納付金等の減額と財政調整基金積立金の増額であるとの説明がありました。

次に、議案第 14 号 令和 3 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 2 号については、歳入では、後期高齢者医療保険料の減額と一般会計繰入金 6 4 6 万 2, 0 0 0 円の増額、歳出では、保険料還付金の減額で実績見込みによるとの説明がありました。

議案第 15 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号については、歳入では、介護保険料の増額、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額、一般会計繰入金等の増額、歳出では、認定調査等費の訪問調査業務委託料、介護サービス諸費、介護予防事業費などを減額するとの説明がありました。

これら 3 議案については、特に質疑等は出ておりません。

次に、議案第 18 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）については、対前年度比 9. 2 % の増、直営診療施設勘定歯科の予算は前年度同額、直営診療施設勘定内科の予算は対前年度比 4. 9 % の増である。内科診療所において胃内視鏡診断装置を購入する予定であるが、購入費の 2 分の 1 は県の補助金を充てるとの説明がありました。

委員より、電算共同処理委託料について質疑があり、執行部より、香川県の国保連合会への委託料で、共通する事務を一元的に共同処理することで事業の効率的運営を図ることを目的としている。レセプトの内容など医療情報を町で見ることのできるため、情報を活用した分析を行うことで、住民の健康予防や健康づくりに生かすことができるとの答弁がありました。

委員より、国保運営協議会会長報酬・委員報酬について、どのような活動に対する報酬なのか。委員数は何名かとの質疑があり、執行部より、医師、歯科医師、薬剤師などの専門家や民生委員、社会福祉協議会職員等などで構成されている。町の国民健康保険事業について意見の交換や審議を行っている。委員数は 12 名である。年に数回開催している。出席実績による費用弁償であるとの答弁がありました。

次に、議案第 19 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1, 7 9 0 万円とするもので、対前年

度比5.9%の増であるとの説明がありました。

この議案については、特に質疑等は出ておりません。

次に、議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,270万円とするもので、対前年度比1.4%の増であるとの説明がありました。

委員より、介護サービス計画給付費とはどういうものかとの質疑があり、執行部より、介護サービスの開始に当たって介護認定を受けていただき、介護事業所の担当のケアマネジャーがつく。その事業所がサービスを行う計画書を立てる費用に対して介護保険から出るものであるとの答弁がありました。

次に、議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,020万円とするもので、対前年度比1.7%の減であるとの説明がありました。

委員より、町管理の浄化槽は一定期間経過後、個人譲渡しているため、年々減少しているのかとの質疑があり、執行部より、これまで町で設置した浄化槽の総数は827基だが、個人譲渡により現在は残り76基となっている。令和5年度末で全ての譲渡を終わらせる予定であるとの答弁がありました。

以上が、質疑等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町犬の危害防止の一部改正について、全会一致で可。議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））、全会一致で可。議案第8号 財産の取得について、全会一致で可。議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第19号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月7日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席の下、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第16号、議案第21号、議案第22号の6議案で、最初に町道路線の現地調査を行い、その後、執行部より詳細な説明があり、審査をいたしました。

初めに、議案第9号、議案第10号、議案第11号は関連案件であり、一括で説明がありました。

議案第9号 まんのう町道路線の変更については、町道杉ノ上中村線について、路線の一部を地元へ移管するのに伴い区域変更するものであるとの説明がありました。

次に、議案第10号 まんのう町道路線の認定については、町道杉ノ上中村線の区域変更に伴い、中村宮西線について、延長279.6メートルを認定するものであるとの説明がありました。

次に、議案第11号 まんのう町道路線の廃止については、町道三木線については、延長60.1メートルを廃止にするものであるとの説明がありました。

委員より、道路の延長と面積が地方交付税の基準財政需要額の算定に用いられるため、財政部局とよく相談し、運用してほしいとの意見がありました。

次に、議案第16号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億444万円とするものであるとの説明がありました。

委員より、下水道の料金の決め方は決まりがあるのかとの質疑があり、執行部より、水道料金の何%の額と決まっているとの答弁がありました。

次に、議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億8,760万円と定めるものであり、対前年度1,690万円の減、対前年度比8.3%減となるとの説明がありました。

次に、議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について、

歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,040万円と定めるものであり、対前年度50万円の減、対前年度比1.6%減となるとの説明がありました。

これら2議案については、特に質疑等は出ておりません。

以上が、委員より出された質疑、意見等です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第9号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。議案第10号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可。議案第11号 まんのう町道路線の廃止について、全会一致で可。議案第16号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号、全会一致で可。議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

**○三好郁雄総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

3月10日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長同席の下、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第17号の7議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号及び議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分で行った質疑の報告がありました。

なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託案件について審査を行いましたので、質疑、意見等及び結果を報告いたします。

初めに、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、まんのう町消防団員の報酬及び出勤手当について、消防庁通知の「消防団員の報酬等の基準の策定について」により示された基準を満たすよう処遇の改善を行うため、また、年々減少する消防団員の確保のため、所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

委員より、消防団員で町外在住の団員について質疑があり、執行部より、年々減少する消防団員の確保のため、町外の団員についても認めるということで、今回、ただし書で条例改正を行うとの答弁がありました。

委員より、国の基準に準じて他の町も改正しているとのことだが、近隣で国の基準を上回っているところはないか。また、報酬や費用弁償も含め同額なのかとの質疑があり、執行部より、近隣町で琴平町、多度津町については、今回、出勤手当が新たに創設され、国の基準を満たすように条例改正を進めている。年額報酬については、両町とも国の基準を満たしているため改正は行わず、変更しないと聞いている。一覧表についてはタブレットにアップするとの答弁がありました。

委員より、女性団員数がまんのう町ではゼロ人となっているが、他の市町はどんな状況かとの質疑があり、執行部より、県内の女性消防団員は214名で、市町別では高松市が70名、丸亀市が27名、坂出市が25名、善通寺市が17名、観音寺市が11名、さぬき市が18名、東かがわ市が15名、三豊市が15名、土庄町が6名、綾川町が10名であるとの答弁がありました。

次に、議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更については、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本町と丸亀市との間において、平成24年4月19日に締結した定住自立圏の形成に関する協定を一部変更することについて、まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

この議案については、特に質疑等は出ておりません。

次に、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）は、委員より、設備工事で3・4階の空調、電気設備の改修について質疑があり、執行部より、全ての空調と電気設備で照明をLED化する。また、壁紙の張り替えも計画しているとの答弁がありました。

委員より、窓側の結露による染みの原因は分かっているのかとの質疑があり、執行部より、結露が発生しないよう改善するようにしているとの答弁がありました。

委員より、入札参加者が2社とのことだが、執行部は何社程度を予定していたかとの質

疑があり、執行部より、この条件で県内対象となる業者は19社であったとの答弁がありました。

次に、議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定については、委員より、町内にこのような地域で管理する水道施設はほかにあるのかとの質疑があり、執行部より、現在、条例の中に定められている町営の施設としての飲雑用水施設は下福家営農飲雑用水施設と中熊下営農飲雑用水施設の2施設であるとの答弁がありました。

委員より、施設の利用者数について質疑があり、執行部より、当初、下福家地区は26世帯56人であったが、現在は20世帯27人で、約48%まで人口が減少しているとの答弁がありました。

委員より、維持管理を地元がするとのことだが、人口や年齢構成から考えた場合、将来的に施設を存続することが難しいのではないかと意見があり、執行部より、地区の住民の年齢構成は、下福家地区の平均年齢が70歳で、65歳以上の人口割合が70%である。これについて、指定管理審議会でも次の5年後の検討はどう考えているかとの問題視はされた。ただ、現段階では地元の方が頑張っているが、次期に向けて何らかの方法を検討していくことで理解いただいたとの答弁がありました。

次に、議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定については、委員より、下福家と中熊下の施設指定管理者判定結果票の数字が全く同じだが、なぜかとの質疑があり、執行部より、審査はまんのう町の公の施設の指定管理に関する条例施行規則、指定管理者制度に係る基本方針に基づき審査を行っている。項目は三つの評価の視点で10項目の評価指数に分けて評価した結果、同じような点数になったとの答弁がありました。

次に、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号については、委員より、振興公社経営安定補助金で積算根拠と各振興公社の決算について質疑があり、執行部より、両公社が運営する施設の維持管理費用と公社全体の収入見込みの差額を基に試算している。琴南振興公社が恐らく1,000万円近く、仲南振興公社が2,000万程度の損失が見込まれる。それに今後のコロナ禍の影響分も合わせ予算不足が生じないよう編成し、2,000万円の増額補正としている。運営管理については、それぞれ複数の施設を束ね一体管理により集客増、そして運営効率化を図っているが、両公社とも昨年度からの新型コロナウイルスの影響で厳しい経営を続けている。特に温泉収入の激減により、コロナ前よりおよそ3割の減少となっている。そのため、温泉収入を他の施設に充当することができない状況である。その不足分について、指定管理料でなく経営安定化補助金として助成するとの答弁がありました。

ほかにも教育民生常任委員会が出た質疑としては、奨学金の選考基準が厳し過ぎるのではないかと質疑があり、執行部より、選考基準は学業、健康、家庭の経済としているが、経済的な判断が大きな比重を占めている。将来を見通して、本町の財政面も考慮しながら慎重に検討していきたいと答弁があった。

次に、議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）については、委員より、

集会場改修費の補助金の限度額は幾らかとの質疑があり、執行部より、修繕に関しては200万円が上限であるとの答弁がありました。

委員より、振興公社予算関係で、両公社分の施設にどれだけの委託料や指定管理料を支払っているのかまとめた資料を次回提示してほしいとの要望があり、執行部より、整理し一覧表で報告するとの答弁がありました。

委員より、ホームページの作成委託料が昨年より増えている理由は何らかとの質疑があり、執行部より、ホームページ作成更新業務委託については、最近、他市町でもホームページに爆破予告などがあるため、セキュリティー関連を強化することと、今後、情報発信をしていくためのSNS等との連携を考えているとの答弁がありました。

委員より、人権対策費の草刈り作業委託料と隣保館費の英会話研修について質疑があり、執行部より、草刈り作業委託料は隣保館、隣の作業所、周辺の草刈りである。英会話教室は実施しているとの答弁がありました。

委員より、消防費で消防団運営交付金は幾らか。また、防火水槽工事の場所は琴南支所かとの質疑があり、執行部より、消防団活動費の中の交付金は屯所割が1か所につき3万円、団員割は1人につき1,000円である。防火水槽は琴南総合センターの旧施設の駐車場に設置するものであるとの答弁がありました。

ほかに教育民生常任委員会関係部分の報告では、町民文化ホールの改修工事について、耐震構造を備えた音響効果の高い天井とし、客席の照明や音響設備の更新、ガス空調への変更、外壁やエレベーターの改修を計画しているとの報告がありました。

建設経済常任委員会関係部分の報告では、農林水産業費の農林振興費で、主食用米生産継続臨時支援交付金事業について、丸亀市が10アール当たり1万円で、まんのう町はなぜ5,500円なのか。その根拠は何らかとの質疑があり、今回の5,500円というのは種苗代や肥料代等の経費を積み上げた金額の3分の1に相当する金額である。国と協議を行ったが、水田活用等営農計画書をまんのう町地域農業再生協議会に提出している場合は臨時交付金の対象となり、4,330万円を出せるが、営農計画を提出していない方は対象とならないため、一般財源である財政調整基金から1,220万円を出すこととしているとの答弁があった。

委員より、次期に臨時交付金とは別に財政調整基金を使い、額の上積みを検討するよう意見があり、執行部より、財政調整基金は特定目的金とは違って一般財源である。よって、用途については今後十分検討したいとの答弁があった。

昨年より川場村に仲南振興公社経営診断及び改善計画策定業務を委託していることについての質疑があり、執行部より、今の段階で振興公社が指定管理を受けている7施設全てを現地確認、職員の面談を行った。その中で大まかな改善構想は持っていると聞いている。ただ、具体的なことについては日程調整がつかず、聞けていないこと。商品券発行事業で引換え時期を早めてほしいとの意見があったとの報告がありました。

以上が、質疑等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について、全会一致で可。議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）、全会一致で可。議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号、全会一致で可。議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## **日程第6 議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第6、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第7、議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について

○大西樹議長 日程第8、議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）

○大西樹議長 日程第9、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））

○大西樹議長 日程第10、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

○大西樹議長 日程第11、議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第12 議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

○大西樹議長 日程第12、議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第8号 財産の取得について

○大西樹議長 日程第13、議案第8号 財産の取得についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 財産の取得についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時45分までお願いいたします。

**休憩 午前10時30分**

**再開 午前 10 時 45 分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第 14 議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について**

**○大西樹議長** 日程第 14、議案第 9 号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号 まんのう町道路線の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 15 議案第 10 号 まんのう町道路線の認定について**

**○大西樹議長** 日程第 15、議案第 10 号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 10 号 まんのう町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 16 議案第 11 号 まんのう町道路線の廃止について**

**○大西樹議長** 日程第 16、議案第 11 号 まんのう町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 まんのう町道路線の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第17 議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号**

**○大西樹議長** 日程第17、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第18 議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号**

**○大西樹議長** 日程第18、議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 19 議案第 14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(案)第2号**

○大西樹議長 日程第19、議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 20 議案第 15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第  
2号**

○大西樹議長 日程第20、議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 1 議案第 1 6 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 3 号**

**○大西樹議長** 日程第 2 1、議案第 1 6 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 3 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 6 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 3 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 2 議案第 1 7 号 令和 4 年度まんのう町一般会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第 2 2、議案第 1 7 号 令和 4 年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3 番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 私は議案第 1 7 号に反対する立場から討論を行います。

新年度予算案には高校卒業までの医療費の無償化を実施するための予算が組まれておりません。御承知のとおり、香川県下では直島町、善通寺市、琴平町が既に無償化を実施しており、新年度、この 4 月から綾川町も実施する予定であります。必要な予算は年間 1, 0 0 0 万円程度あれば可能であり、財源はあります。財政調整基金は来年 3 月末時点の見込みでも 2 4 億 5, 0 0 0 万円あります。これを活用すれば十分可能であります。町長は従前から近隣市町の動向を見て判断すると、こう言っておられたではありませんか。

コロナ対策についても不十分な予算案であります。私はコロナ感染患者の自宅放置を心配するものであります。2 1 日までのまん延防止等重点措置は解除される予定ですが、感染状況は依然として高止まりを続けております。患者の対応は県の保健所に任されており、自宅療養者の把握は町段階ではできず、保健所の機能が不十分な今こそ、町が県に代わって患者のサポートをするべきと考えます。プライバシー保護を十分考慮した上で、当事者目線に立ってサポートする姿勢が町には問われております。コロナ相談窓口を直ち

に設置すべきであります。

したがって、令和4年度まんのう町一般会計予算案は不十分であり、反対する立場を表明して、私の反対討論を終わります。

**○大西樹議長** 続きまして、賛成討論はございますか。

10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** それでは、賛成討論をいたします。

世界経済の行方は依然として、先ほど小山議員が言われたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大により不透明です。

また、予算編成の時期にはロシアのウクライナ侵攻は起きていませんが、少なからず町民生活にも今から影響が現れると思われまます。

このような激変する社会情勢にしっかりと対応しながら、町民生活に与える影響を最小限にとどめなければなりません。持続可能な町政運営実現のため、全庁を挙げて令和4年度の各予算は編成されているものと考えます。よって、賛成とさせていただきます。

**○大西樹議長** ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** これをもって、討論を終了いたします。

討論がありましたので、これより、議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算(案)の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**○大西樹議長** 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第23 議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)**

**○大西樹議長** 日程第23、議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 2 4 議案第 1 9 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第 2 4、議案第 1 9 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 9 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 2 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第 2 5、議案第 2 0 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 0 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 2 6 議案第 2 1 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第 2 6、議案第 2 1 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第27 議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第27、議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第28 議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第28、議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第29 発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）

○大西樹議長 日程第29、発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、常包恵君。

○常包恵議員 2番、常包です。ただいま議長の許可をいただきましたので、まんのう町議会会議規則第14条第2項の規定により、決議案を提案いたします。

なお、この決議案は合田副議長ほか13名の議員各位の賛成をいただいております。

決議案を読み上げる前に、少しだけ提案理由を述べさせていただきます。

議場の皆さん、議員の皆さん、執行部の皆さん、傍聴者の皆さん、ふれあいチャンネルをお聞きの皆さん、毎日毎日ニュースを見るたびに目を覆いたくなります。胸が痛くなるのは皆さんは一緒だろうというふうに思います。

まちが、田畑が戦車で踏み荒らされ、住宅がミサイルで壊れています。なぜ何の罪もない一般市民が、子供たちが傷つき、命を奪われなければならないのでしょうか。

平成27年6月議会で非核平和都市決議を行いましたまんのう町議会で何かできることはないのか、何ができるのか、同僚議員と相談してまいりました。隣国へ避難をするお母さん、子供と、祖国防衛のために国に残る父親、家族が引き裂かれるさまに目頭が熱くなりました。また、懸命の治療にもかかわらず犠牲となった子供の報道に強い憤りを感じました。

さらにロシアは核兵器保有国であることを強調し、平和と民主主義を求める私たちを威嚇しています。核戦争による人類滅亡の危機の可能性も否定できなくなったことに大きな不安を感じています。

決議が可決されましたら、執行部におかれましても、議会と一緒にウクライナ国民を支援する方法、取組を御検討いただきたいと思っております。

また、戦争反対、核兵器廃絶への思い、願いを町民の皆さんへ改めて周知、啓発いただきたいと思っております。

それでは、決議案を読み上げて提案いたします。

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）。

ロシアは、2月24日、ウクライナへの侵略を開始した。その結果、子供を含む大勢の一般市民が犠牲になっている。

今回のロシアの行動は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁じる国際法違反であり、国連憲章の重大な違反である。力を背景とした一方的な現状変更は、絶対に認めることはできない。人々の自由と生命を踏みにじる戦争は、廃墟と悲しみ、憎しみしか生まない。さらに、核兵器による威嚇は、唯一の戦争被爆国として断じて容認できない。

ここにまんのう町議会は、ロシアが直ちに戦闘を停止し、軍を撤退するよう求めるとともに、世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力で取り組むよう、強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月17日。

まんのう町議会。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）についての件を採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本決議案は原案のとおり可決されました。

### 日程第30 閉会中の継続調査について

**○大西樹議長** 日程第30、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的、円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、継続調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前11時12分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員